

告 示

埼玉県告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立精神保健福祉センターの一部の施設の指定管理者を次のとおり指定了。

令和八年一月六日

埼玉県知事 大野元裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会

埼玉県川口市西川口五丁目十一番五号

二 管理する施設

埼玉県立精神保健福祉センター条例（平成十三年埼玉県条例第八十四号）第一

条第四項に規定する自立訓練施設

三 指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで